

野々市市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 石川県野々市市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度(供用開始後29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用) (適用開始年度:平成27年度)
処理区域内人口密度	49.7人/ha(令和4年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有(犀川左岸流域下水道)
処 理 区 数	1処理区(犀川左岸処理区)		
処 理 場 数	1処理場(犀川左岸浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	犀川左岸流域下水道へ接続		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料と従量使用料の2部使用料制 1か月あたりの使用料単価(税抜き) ※令和4年9月に現行使用料に改定 基本使用料 10㎡まで:1,230円 超過使用料 11㎡~30㎡:134円 31㎡~50㎡:149円 51㎡~100㎡:163円 101㎡~:176円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用料体系なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場については、1㎡につき25円(税抜き)				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり、税込) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,420 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,772 円
	令和3年度	2,420 円		令和3年度	2,772 円
	令和4年度	2,827 円		令和4年度	2,992 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	6人(下水道係4人(会計年度任用職員1人含む)、管理係2人) ※令和6年3月末日現在
事業運営組織	上下水道課 水道係・・・水道の整備、維持管理等 下水道係・・・下水道の整備、維持管理等 管理係・・・上下水道料金、経理等

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	流域下水道事業において、終末処理場、幹線管渠、ポンプ場の維持管理で指定管理者制度を採用しています。
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	流域下水道事業において、汚泥処理の過程で発生するメタンガスを燃料とした発電を行っています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>「経営比較分析表(令和4年度決算)」については、別紙のとおりです。 令和4年9月に下水道使用料を改定したことにより、令和4年度決算における経常収支比率は令和3年度の88.25%から93.12%に、経費回収率は令和3年度の84.14%から90.77%に、それぞれ改善しました。</p>
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>令和2年国勢調査における市の人口は57,238人ですが、「第2期野々市創生長期ビジョン」の中で行った独自推計では、令和17(2035)年には60,028人となる見込みです。 人口の増加に伴い、処理区域内人口も今後増加する見込みです。</p>

(2) 有収水量の予測

<p>人口および新規接続世帯数が増加していく一方、世帯員数の減少及び節水機器の普及などにより、有収水量はほぼ横ばいを推移するものと見込んでいます。</p>

(3) 使用料収入の見通し

<p>令和4年9月に約17%の増額改定を行ったことによる増収を見込んでいますが、有収水量がほぼ横ばいを推移するため、使用料改定以外の要因での大きな増収は見込めないものと考えています。</p>

(4) 施設の見通し

<p>マンホール形式ポンプ場については、令和3年度に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、令和4年度から令和7年度まで計画的に更新を行っていく予定です。 汚水管については、供用期間が法定耐用年数(50年)を下回っていることから、計画期間内での更新は見込んでいません。 また、流域下水道事業においても、「ストックマネジメント計画」に基づく処理場施設等の更新を順次行っているところであり、今後も引き続き更新に要する費用を負担していくこととなります。</p>
--

(5) 組織の見通し

令和5年度時点の下水道事業の正規職員数は、工事の減少などにより、現行の体制となった平成27年度当時の7人から2人減少しています。事業運営に必要な最低限の人員であることから、投資・財政計画においては現行の人数を維持することを想定しており、人事異動による職員交代があってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていきます。

3. 経営の基本方針

快適な生活環境と公共用水域の水質保全に必要な不可欠な社会インフラである公共下水道を、将来世代に健全な形で引き継いでいくため、持続可能な下水道事業運営に努めていきます。

- 独立採算の原則に基づき、一般会計からの基準外繰入金に頼らない企業経営を行います。
- 3年ごとに財政状況を検証し、下水道使用料の改定の必要性を検討していくとともに、経営戦略についても必要に応じて見直します。
- 下水道施設の計画的な更新と適正な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	<ul style="list-style-type: none">・事業認可区域内の污水管整備を推進します。・「ストックマネジメント計画」に基づき計画的な施設の更新を行うことにより、施設の適切な機能確保と後年度の維持修繕費用の低減を図ります。・投資を行うにあたって、特定の年度に負担が集中することがないよう、投資の平準化を図ります。

<ul style="list-style-type: none">・污水管布設工事 土地区画整理事業区域内などにおける污水管布設工事費用を見込んでいます。・マンホール形式ポンプ場更新 「ストックマネジメント計画」に基づく令和7年度までの更新費用を見込んでいます。・流域下水道事業建設負担金 「ストックマネジメント計画」に基づき実施している処理場施設等の更新費用に対する建設負担金を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	<ul style="list-style-type: none">・一般会計からの基準外繰入を行いません。・経費回収率が97%を下回ることはない使用料水準を維持します。・下水道未接続者への戸別訪問や水洗化促進の文書を送付することなどにより水洗化率の向上を図り、使用料収入の確保に努めます。・企業債は最低限の借り入れとし、計画最終年度(令和15年度)の企業債残高を、令和4年度末時点の50%以下に削減します。

<ul style="list-style-type: none">・使用料収入 令和4年9月に下水道使用料を改定し、令和5年以降は改定の影響が通年化することから使用料収入の増加を見込んでいます。一方で、人口の増加や処理区域の拡張により水洗化人口は増加するものの、節水機器の普及や世帯人員の減少による有収水量の伸び悩みが見込まれることから、令和6年度以降の使用料収入は、ほぼ横ばいを推移するものと予測しています。・企業債 企業債残高は、過去に借り入れを行った企業債の償還が進行することにより年々減少していきます。企業債借入額は、施設整備の進捗により年々減少していきます。また、資金的収支不足を補填するための財源を確保するために、資本費平準化債(企業債元金償還額と減価償却費の差額分を発行することができる企業債)を令和13年度まで借り入れます。・一般会計繰入金 雨水処理に係る経費や企業債元利償還金の一部など、国が定める基準に基づく「基準内繰入金」を計上しています。繰り入れの対象となっている企業債の償還が進行することにより、年々減少していきます。なお、赤字補填を目的とした「基準外繰入金」は一切計上していません。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none">・職員給与費 現行の人員が計画期間中も継続するものとして、算定しています。・減価償却費 現行の償却資産に加え、投資計画に基づく償却資産の増加を反映しています。・支払利息 企業債の償還が進行することにより減少していく見通しです。・その他の経費 処理場(犀川左岸浄化センター)の維持管理費である流域下水道維持管理負担金については、令和10年度までは協議済みの金額を、令和11年度以降はこれまでの実績に基づく実績を考慮し算定しています。その他にも管渠の点検や下水道使用料徴収の委託料などを計上しています。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	引き続き、石川県や金沢市、白山市と連携して、流域下水道事業による汚水処理に取り組んでいきます。 また、本市を含め4市2町(金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町)で構成する「石川中央都市圏上下水道事業連携協議会」において、システムや事務の共同化、災害時の対応などについて検討していきます。
投資の平準化に関する事項	「ストックマネジメント計画」に基づき計画的にマンホールポンプ形式ポンプ場の更新を行っていきます。 また、污水管布設工事においても、後年度の企業債償還の負担に留意しながら投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他事業体の先進事例について情報収集し、調査研究していきます。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和4年9月に使用料の改定を行った際に、3年ごとに財政状況を検証し下水道使用料の改定の必要性について検討していくこととしています。
資産活用による収入増加の取組について	収入増加につながる資産を有していません。
その他の取組	計画期間内における赤字解消や補填財源の確保のため、下水道使用料水準の検討とともに、公費負担のあり方(基準内繰入金算定の見直し)についても、市財政担当部局と協議を行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	流域下水道事業において、指定管理者制度を継続し、維持管理の効率化に努めることとしております。
職員給与費に関する事項	今後も職員数の増加は見込めないことから、現行の人員で業務の効率化に努めていきます。
動力費に関する事項	流域下水道事業において、改築更新費用の平準化や改築更新の際に省エネ設備の導入を図り、動力費の削減に努めることとしております。
薬品費に関する事項	流域下水道事業において、放流水質や汚泥の性状を把握し、薬品使用料の抑制に努めることとしております。
修繕費に関する事項	下水道機能を適正に維持していくために必要な修繕を行っていきます。
委託費に関する事項	施設の長寿命化を図るためにも計画的な点検を行うとともに、資産台帳や地理情報システムを用いて効率のよい資産管理を行えるよう努めます。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本市では、3年ごとに財政状況を検証し、下水道使用料の改定の必要性を検討していくこととしています。 経営戦略においても同周期で検証を行い、決算値と計画値が大きく乖離している場合や、事業計画に大きな変更があった場合などには、必要に応じて見直しを行っていきます。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		R4 (決算)	R5 (決算見込)										
資本的収入	1. 企業債	425,700	394,700	437,300	349,000	293,600	215,900	200,800	174,500	131,700	109,700	86,600	84,000
	うち資本費平準化債	256,800	218,900	187,500	164,800	160,600	116,800	104,400	80,000	40,000	20,000		
	2. 他会計出資金	210,725	208,332	213,423	215,332	213,460	196,719	167,455	140,437	112,521	84,381	68,187	59,425
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	19,000	45,200	55,200	35,000	20,000	10,000	11,200	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	26,232	36,568	22,277	17,250	17,250	15,000	15,000	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
	9. その他												
計 (A)	681,657	684,800	728,200	616,582	544,310	437,619	394,455	339,937	269,221	214,081	174,787	163,425	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	681,657	684,800	728,200	616,582	544,310	437,619	394,455	339,937	269,221	214,081	174,787	163,425	
資本的支出	1. 建設改良費	159,122	193,069	286,910	199,000	132,000	91,000	93,520	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	969,117	950,267	929,510	917,293	908,685	847,902	791,516	741,694	678,092	617,259	564,702	521,429
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計 (D)	1,128,239	1,143,336	1,216,420	1,116,293	1,040,685	938,902	885,036	832,694	769,092	708,259	655,702	612,429	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	446,582	458,536	488,220	499,711	496,375	501,283	490,581	492,757	499,871	494,178	480,915	449,004	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	435,576	448,417	469,180	486,370	484,375	493,010	482,079	484,484	491,598	485,905	472,642	440,731
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	11,006	10,119	19,040	13,341	12,000	8,273	8,502	8,273	8,273	8,273	8,273	8,273
計 (F)	446,582	458,536	488,220	499,711	496,375	501,283	490,581	492,757	499,871	494,178	480,915	449,004	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	10,668,140	10,112,573	9,620,363	9,052,070	8,436,985	7,804,983	7,214,267	6,647,073	6,100,681	5,593,122	5,115,020	4,677,591	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		R4 (決算)	R5 (決算見込)										
収益的収支分		85,326	104,303	112,554	114,835	110,870	107,320	101,544	97,488	93,827	91,220	89,359	88,203
	うち基準内繰入金	85,326	104,303	112,554	114,835	110,870	107,320	101,544	97,488	93,827	91,220	89,359	88,203
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		210,725	208,332	213,423	215,332	213,460	196,719	167,455	140,437	112,521	84,381	68,187	59,425
	うち基準内繰入金	210,725	208,332	213,423	215,332	213,460	196,719	167,455	140,437	112,521	84,381	68,187	59,425
	うち基準外繰入金												
合 計		296,051	312,635	325,977	330,167	324,330	304,039	268,999	237,925	206,348	175,601	157,546	147,628

原価計算表

供用開始年月日 平成 6 年 12 月 1 日
 処理区域内人口 53,759 人 (R5.3 末)
 計算期間 自 令和 6 年 4 月
 至 令和 10 年 3 月
 (4 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 792,389	千円 848,064	千円	千円 848,064
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	210,838	210,410		210,410
合 計	1,003,227	1,058,474	0	1,058,474

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	人 件 費	千円 11,322	千円 15,158	千円 15,158
	給 料			
	諸 手 当	4,032	6,840	6,840
	福 利 費	3,301	4,788	870
	修 繕 費	5,027	6,843	6,843
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	8,509	10,000	10,000
そ の 他	4,375	5,594	240	
小 計	36,566	49,223	1,110	48,113
一 般 管 理 費	人 件 費	千円 7,527	千円 7,579	千円 7,579
	給 料			
	諸 手 当	2,756	3,420	3,420
	福 利 費	2,138	2,394	430
	流域下水道管理運営費負担金	244,747	293,931	293,931
委 託 料	8,584	8,000	8,000	
そ の 他	17,713	4,550	360	
小 計	283,465	319,874	790	319,084
資 本 費	支 払 利 息	146,401	103,794	15,847
	減 価 償 却 費	702,565	715,171	93,648
	企 業 債 取 扱 諸 費			
小 計	848,966	818,965	109,495	709,470
合 計 (Y)	1,168,997	1,188,062	111,395	1,076,667

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	1,076,667

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.79$

<使用料水準についての説明>

現行の使用料は、当面の経営が持続できる資金を確保することを目標に設定したものであり、総括原価方式に基づく算定は行っておりません。
 そのため、現行の使用料水準では、使用料対象経費の80%に達していない状況となっています。
 また、収益黒字を見込めていないことから、資産維持費も計上できていないため、施設更新時の財源を確保できていない状況です。
 なお、下水道経営の指標として用いられる「経費回収率」の算出方法と同様に、「長期前受金戻入」を使用料対象経費から控除した場合の使用料水準は、使用料対象経費の約98%となっています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和4年度決算）

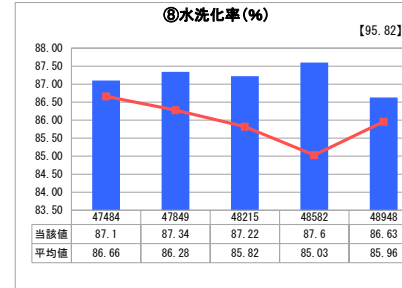
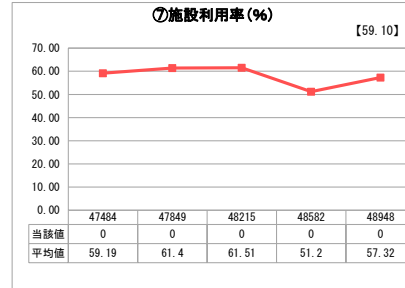
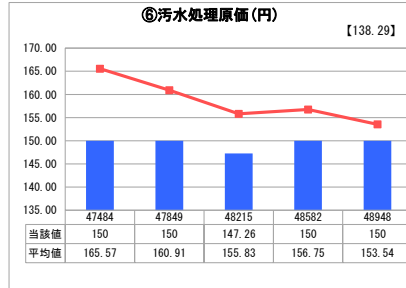
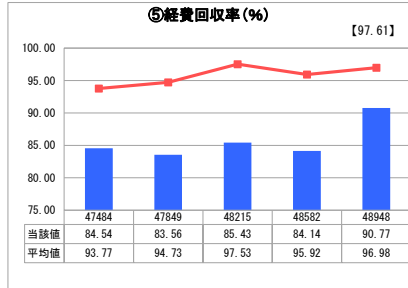
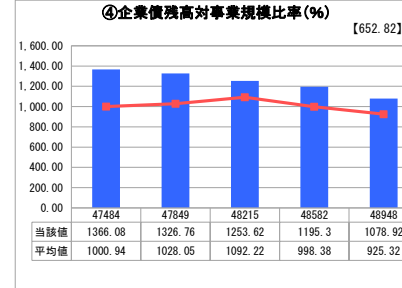
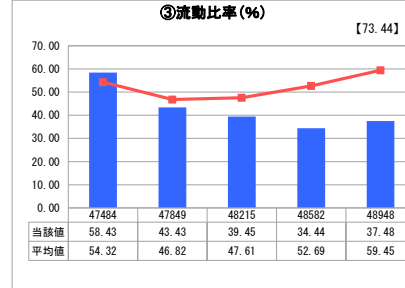
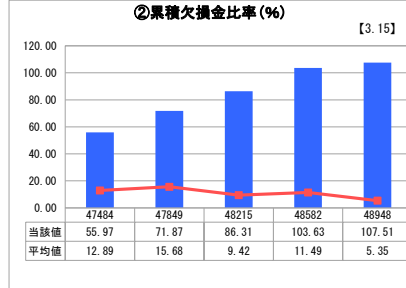
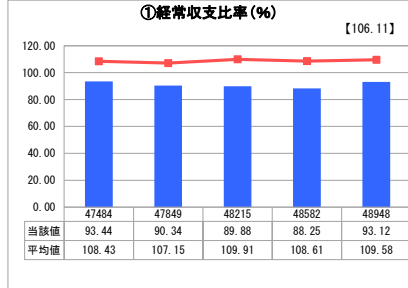
石川県 野々市市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	51.50	99.64	104.75	2,827

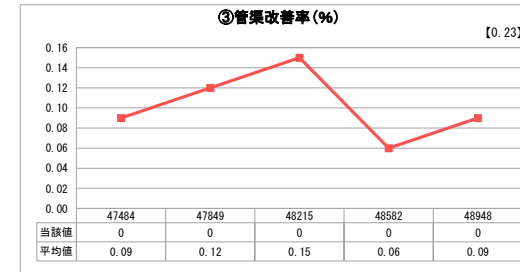
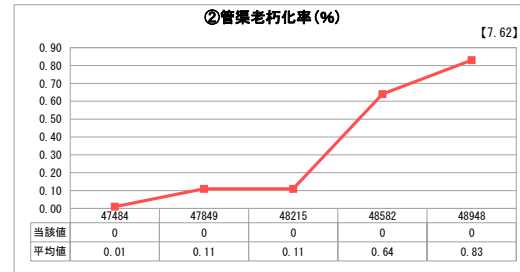
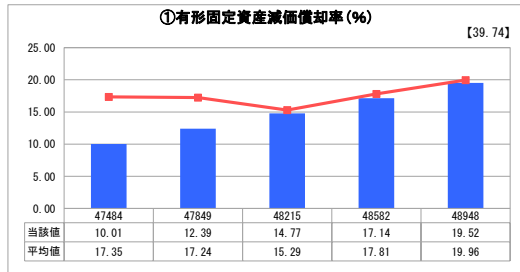
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
54,130	13.56	3,991.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
53,759	10.81	4,973.08

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和4年9月に下水道使用料を改定したことにより、経常損益を示す「経常収支比率」及び料金水準の適切性を示す「経費回収率」は、前年度から改善した。改定の影響が通年化する令和5年度は更に改善の見込みである。
施設の効率性を示す「施設利用率」については、市単独で下水処理場を有していないため数値を計上していない。

2. 老朽化の状況について

償却対象資産の減価償却の状況を示す「有形固定資産減価償却率」については、事業着手が昭和62年度であり、現有する償却資産が比較的新しいことから、低い水準となっている。また、法定耐用年数を超えた管渠が存在していないことから、「管渠老朽化率」は計上されていない。

全体総括

下水道使用料の改定により経営は改善したものの、「経常収支比率」及び「経費回収率」は依然100%を下回る状況が続く見込みであることから、引き続き経営改善を図っていく必要がある。
今後も、定期的に財政状況を検証し、使用料改定の必要性について検討を行っていくことにより、持続可能な公共下水道事業運営の確立に努めていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。